

# 第 170 回臨時国会成立法案

会期：平成 20 年 9 月 24 日～12 月 25 日

## 政府提出（継続）

### 長期優良住宅普及促進法（200 年住宅法）

何世代にもわたって住み続けられる「200 年住宅」の普及を促進し、建て替え負担や廃材による環境破壊の軽減を図るのが目的です。耐震性の高さや改修のしやすさなど一定の基準を満たした住宅が地方自治体の認定を受ければ、税制優遇などの普及支援策が適用されます。施行日から 2010 年 3 月末までに完成した新築物件を対象に、一戸建ては築後 5 年間（通常 3 年間）、マンションは 7 年間（同 5 年間）、固定資産税が半減されたり、不動産取得税が住宅の課税標準から 1300 万円（現行 1200 万円）まで控除されたりします。また、5 年に 1 回程度課す定期点検や補修工事などを記録した「住宅履歴書」の作成・保存を義務づけ、中古住宅市場の活性化を目指すとともに、これに違反した場合は認定を取り消すことも規定されています。

### 労働基準法の一部改正

過労死などの一因とされる長時間労働を抑制し、労働者の健康や仕事と生活の調和を図ることを目的として、時間外労働の割増賃金率の引き上げなどの措置が講じられました。これまで残業時間の長さによらず一律で 25% 以上だった残業代の割増率について、残業時間ごとに 3 段階で割増率を設定し、（1）月 45 時間までは 25% 以上（2）月 45 時間超から 60 時間までは 25% 超に引き上げるよう労使で協議（3）月 60 時間超は 50% 以上 としました。ただし、経営への影響を緩和するため、中小企業への適用は当面猶予され、施行から 3 年後に再検討するとしています。また、年次有給休暇の取得を促進するため、労使協定を締結すれば、改正による引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて有休を付与したり、5 日以内の有休を時間単位で複数の日に分けて取得することを認める規定も盛り込まれました。

## **障害者雇用促進法の一部改正**

障害者の法定雇用率（従業員数の1.8%）を達成できていない企業に課される納付金について、中小企業にも段階的に支払い義務対象とします。中小企業へ障害者雇用を促し、働く意欲や能力のある障害者に雇用機会を幅広く提供するのが狙いです。現行では、従業員数が301人以上の企業に対し、法定雇用率が未達成の場合は1人につき月5万円の納付を義務づけていますが、これを段階的に拡大し、従業員201人以上の企業は2010年7月から、同101人以上は2015年4月から支払いを義務づけます。ただし、経過措置として、どちらも適用開始から5年間は納付額を4万円に減額するとしています。

一方、パートとして雇いたい、働きたいというニーズに応えるため、短時間労働の障害者を雇用義務対象に加えることも盛り込まれました。週の労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者として身体、知的障害者を雇った場合に、1人につき0.5人として雇用率への算入を認めます。精神障害者はすでに算入を認めているため、今回の改正ですべての障害者が対象となります。

### **政府提出（新規）**

## **銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正**

東京・秋葉原無差別殺傷事件と長崎県佐世保市の散弾銃乱射事件を踏まえ、殺傷能力の高い刃物の所持規制や銃器を所持できない人の範囲を拡大する内容です。ダガーナイフなど刃渡り5.5センチ以上で両刃の刃物を所持禁止の対象とするとともに、ストーカー行為や配偶者などへの暴力（DV）加害者、破産手続きの開始決定を受けた者、自殺をする恐れがある者などを新たに銃所持の欠格事由にしました。また、殺人や傷害などの犯罪を起こして所持取り消しを受けた者が再申請をできない欠格期間を現行の5年から10年に延長するとともに、猟銃所持の許可要件として、精神科医らによる診断書を添付することなどを義務づけました。さらに、銃所持者への監督強化策として、実包の購入数や使用数など使用状況を記録することも求めました。対象となる刀剣類の定義拡大は46年ぶり、銃所持の資格見直しは28年ぶりとなります。

## **新テロ対策特別措置法（補給支援活動法）**

2009年1月15日に期限が切れるインド洋での海上自衛隊の給油活動を1年間延長する内容で、アフガニスタンへのテロリストや武器・麻薬の流入などを防ぐ海上阻止活動（OEF-MIO）に従事する艦船に給油・給水活動する根拠法となります。海自補給艦による給油活動は、旧特措法による2001年12月から始まり、07年11月から08年2月までの中断をはさみ、延長されてきました。現在は、米、英、パキスタンなど8ヶ国の艦船に補給を実施しています。

## **児童福祉法等の一部改正**

待機児童の解消に向け、保育士や看護師などの資格を持つ人が自宅で原則3歳未満の乳幼児を預かる「保育ママ」事業の法制度化など子育て支援の充実策を柱としています。また、市町村が生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全家庭を訪問して育児の相談にのる「こんにちは赤ちゃん事業」や、親や子どもの交流場所となる地域子育て支援拠点事業なども法制化されました。

一方、社会問題化している児童虐待などを防止するため、児童養護施設に入所している子どもへの体罰や性的暴行など外部の目が届きにくい「施設内虐待」への対策を強化し、施設職員らによる身体的暴力や職員が子ども同士の暴行を放置していた場合、発見者は速やかに児童相談所や市町村などに通告するよう義務づけました。また、子供本人も自治体に直接訴えられるようにするとともに、医師や職員が内部告発をすることによって解雇などの不利益を被らないよう明記しました。さらに、虐待などにより家庭で暮らせない子どもたちを養育する里親に研修を義務づけ、自宅で5～6人の子どもを養育できる「ファミリーホーム制度」の創設なども盛り込まれています。

併せて、次世代育成支援対策推進法も改正され、2011年4月から、子育てと仕事の両立支援に関する行動計画の策定を義務づける対象を「従業員301人以上」の大企業から「101人以上」の中小企業にまで拡大しました。

## **国籍法の一部改正**

日本人の父親と外国人の母親の間に生まれた子どもの国籍取得要件から両親の婚姻を外すことなどを柱としています。両親が結婚していないことを理由に日本国籍を認めないのは「不合理な差別で違憲」とした2008年6月の最高裁判決を受けた法改正です。現行法では、未婚の日本人男性と外国人女性の子どもの場合、出生前に父が認知しなければ日本国籍を認めていませんでしたが、出生後の認知でも子どもの国籍取得を認め、結婚の有無にかかわらず、父が認知すれば日本国籍を得られるようにします。また、不正な国籍取得を防止するため、法務局に虚偽の届け出をした場合に、「1年以下の懲役または20万円以下の罰金」を科す罰則規定を盛り込むとともに、国籍を取得するため日本人男性に金銭などを支払って虚偽の認知をさせる「偽装認知」が横行しないよう、(1)国籍取得の届け出に疑義がある場合、父子が一緒に写った写真の提出をできる限り求める(2)父親への聞き取り調査など確認作業を厳格化する(3)施行状況を半年ごとに国会に報告する(4)親子関係を証明するDNA鑑定をはじめ科学的な確認方法の導入を検討することなどを求める付帯決議が行われました。

## **金融機能強化法**

2008年3月末に期限切れとなった金融機関の資本に公的資金を予防的に注入できる制度を復活するものです。資本不足に陥る恐れのある地域金融機関の財務基盤を強化して、中小企業への貸し渋りや貸しはがしなどを防ぐのが目的です。新たに農林中央金庫や信金中央金庫も対象機関に加え、各地の信金や農協が経営不振に陥った場合、両金庫を通じて注入できる態勢を整えました。また、過去のずさんな経営が原因で資本注入を受ける金融機関の経営責任を明確にすることや、貸し渋り対策として、中小企業への貸出比率を融資計画に盛り込むことなどが規定されました。

## **保険業法の一部改正**

破綻した生命保険会社の契約者を保護する公的な安全網を2012年3月末まで3年間延長する内容です。生保が破綻した場合に、保険契約を守る「生命保険契約者保護機構」を業界の負担と公的資金で支える仕組みが規定されています。

## **議員立法**

## **国民健康保険法の一部改正**

保護者が国民健康保険の保険料を1年以上滞納したため「無保険」状態になった中学生以下の子どもに6ヶ月間有効の「短期被保険者証」を交付し、通常の保険給付が受けられるようにします。厚生労働省の推計によると、無保険の子は全国で約3万3000人いるとされますが、2009年4月以降、子どもには保険証を無条件で交付し、医療を保障します。

(了)